

熊本県廃棄物処理計画（第4期：平成28～32年度）の概要

平成28年3月
熊本県循環社会推進課

第1章 廃棄物処理計画の基本的な考え方

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、国が定める基本方針に即して定める計画。
- 「循環型社会」の形成を目指し、社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画。
- 計画期間：平成28～32年度（5か年）

第2章 一般廃棄物の現状と課題

【現状】

- 排出量は、平成20年度の602千トンから平成25年度の565千トンに減少。
- 再生利用率は、平成20年度の16.4%から平成25年度の19.7%に上昇。
- 最終処分量は、平成20年度の71千トンから平成25年度の57千トンに減少。

【課題】

- 平成25年度の県民1人1日当たりのごみ排出量は、全国で3番目に少ない状況であるが、さらなる削減に取り組む必要がある。
- 生活系ごみについては、さらなる分別収集の取組みを進めるなど、市町村が主体となって、より一層の排出抑制や再生利用を図る必要がある。
- 事業系ごみについては、一般廃棄物と産業廃棄物の適正な分別の推進など、県及び市町村が事業者に対し、より一層の適正処理及び再生利用に努めるよう働きかける必要がある。

第3章 産業廃棄物の現状と課題

【現状】

- 排出量は、平成20年度の7,140千トンから平成25年度の7,114千トンに減少。
- 再生利用率は、平成20年度の52%から平成25年度の52%と横ばい。
- 最終処分量は、平成20年度まで大幅な減少傾向で推移し、その後は、平成20年度の175千トンから平成25年度の178千トンに微増。
- 年間200件を超える不法投棄事案が発生。

【課題】

- 再生利用を促進するために、リサイクル製品等の利用拡大を図る必要がある。
- 引き続き不法投棄等不適正処理の未然防止を図る必要がある。

第4章 廃棄物の将来推計（平成32年度）

これまでの動向が将来もこのまま続くと仮定した場合、

【一般廃棄物】

- 総排出量：534千トン（減少）
- 再生利用率：20.7%（上昇）
- 最終処分量：54千トン（減少）

【産業廃棄物】

- 総排出量：7,083千トン（減少）
- 再生利用率：52%（横ばい）
- 最終処分量：177千トン（微減）

第5章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

【平成32年度に向けた目標】※()内は平成25年度実績比

	一般廃棄物		産業廃棄物			
	現状(H25)	目標(H32)	動物のふん尿・ばいじんを含む		動物のふん尿・ばいじんを除く	
			現状(H25)	目標(H32)	現状(H25)	目標(H32)
総排出量	565千トン	497千トン (12%減)	7,114千トン	7,083千トン (0.4%減)	3,807千トン	3,792千トン (0.4%減)
再生利用率	19.7%	27% (7.3ポイント増)	52%	56% (4ポイント増)	48%	55% (7ポイント増)
最終処分量	57千トン	49千トン (14%減)	178千トン	167千トン (6%減)	109千トン	98千トン (10%減)

【取組みの方向性】

- 廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進（食品廃棄物減量化の推進、リサイクル製品の認証及び利用促進等）

★ 第6章 水銀フリー社会の実現に向けた取組み

- 水銀含有廃棄物等を適正に処理するため、現状と課題を整理するとともに、県民、事業者、市町村及び県の役割や取組みの方向性を記載。

★ 第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）

- 布田川・日奈久断層帯が引き起こす地震など今後起こりうる災害を想定し、災害時における廃棄物の発生量の推計、その処理手順を記載。
 [災害廃棄物推計量 布田川・日奈久断層帯起因の地震の場合 約550万トン
 (参考)平成24年熊本広域大水害の廃棄物発生量 約5万トン]
- 災害廃棄物の処理について、県、市町村、関係団体等の役割や処理手順・方法を記載。

★：この計画から新たに記載する項目